

発熱診療等医療機関の指定申請等について

※ 指定申請の最新情報については、次の県ホームページで随時周知します。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

上記URLを直接打ち込むか、「神奈川県 発熱診療等医療機関」で検索してください。

1 発熱診療等医療機関について

- 発熱診療等医療機関は、受診・相談センター（仮称）や地域の医療機関から紹介を受けた患者や自院のかかりつけ患者（自院のかかりつけ患者のみへの診療・検査も可能）への診療・検査を行う医療機関です。

※ 在宅医療を専門に行っている医療機関であっても申請の対象になりません。

- 神奈川県から指定を受けた発熱診療等医療機関（以下「指定医療機関」）は、厚生労働省国庫補助金（インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金）を直接受けることが可能です。

- 指定を受けるためには、下記の施設要件及び機能要件を満たしており、かつ神奈川県への申請が必要です。

- 県は、申請のあった医療機関に対し、神奈川県発熱診療等医療機関指定要綱に基づき指定し、指定書を交付します。

2 発熱診療等医療機関の要件等（要綱第2条・第5条関係）

- 発熱診療等医療機関として指定を受けるためには、要綱第2条の施設要件及び機能要件を満たしていることが必要です。また、厚労省事務連絡により、指定を受けた後は、G-MIS及びHER-SYSにより、日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとされています。

■施設要件の概要（要綱第2条第1号）

- 可能な限り動線が分けられていること。
- 適切な感染対策が講じられていること。

≪検査を行う場合≫

- 必要な検査体制が確保されていること。検査又は検体採取を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、設置主体との連携体制が取られていること。

- 神奈川県又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。

≪自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者のみを受け入れる場合≫

- 院内掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

■機能要件の概要（要綱第2条第2号）

- 申請で県に報告した曜日別の診療・検査時間内において、受診・相談センター（仮称）等から患者の受入要請があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- 発熱診療等医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であった場合は、速やかに管轄の保健所に発生届の提出を行い、保健所の調査に協力すること。

■G-MIS 及び HER-SYS による報告（要綱第5条）

- 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、G-MIS に日々の受診者数、検査数等の入力を行うことが必要です。ただし、G-MIS の ID 振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができます。また、群市医師会等の関係団体等が実施可能な場合は、複数の指定医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力によることができます。
- 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うことが必要です。
- 上記の要件等は、令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」別紙1に記載されている要件と同等です。

3 指定申請手続

- 発熱診療等医療機関の指定を希望する県内の医療機関は、別添の申請書（様式第1号）の提出が必要です。
- 申請書記載事項をすべて記載の上、次の電子メールアドレスあてに申請

書データを電子メール添付で提出してください。

iryoukiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.jp

- 電子メールでの提出が困難な場合は、次のあて先に郵送にて提出してください。その場合、下記の期限までに必着にて提出いただくことが必要です。

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（新庁舎5階）
宛先 神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室 発熱診療等医療機関
指定申請書受付担当宛

- 提出前に、今一度、不備がないか必ずご確認ください。不備がありますと、補正又は再提出が必要になるため、指定書の交付の遅延につながります。
- なお、指定を受けた医療機関が厚生労働省に提出する国庫補助金の交付申請期限が短いことに鑑み、電子メールでの提出を可能とするため、申請書への代表者印の押印は不要とします。郵送の場合も、押印不要です。

【提出期限】令和2年10月16日（金）17時（必着）

- 本指定については、非常に多くの医療機関からの申請が想定されており、処理に時間を要する見込みです。また、申請書提出期限近くには、申請が集中することが予想され、処理により多くの時間を要する場合があります。そのため、可能な限りお早めに提出していただくようお願いします。
- 指定書は、申請書に記載された医療機関所在地又は指定書送付先住所に郵送します。
- 処理状況は、上記県ホームページにて随時周知します。

(参考) 国庫補助金申請について

- 神奈川県から指定を受けた発熱診療用医療機関は、国庫補助金の交付を受けることができます。
- 次の提出期限までに、指定医療機関から厚生労働省に必要書類を直接提出してください。

第1回締切日 令和2年10月12日（月）

第2回締切日 令和2年10月30日（金）

○ 補助対象経費（厚生労働省「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付要綱」）

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関や受診・相談センター（仮称）と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間に応じて、発熱患者等専用の診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数から、実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数を差し引いた人数に、外来診療・検査体制確保料として13,447円を乗じた額を算定する。

発熱患者等の想定受診患者数は、1日あたり20人を上限として、20人を7時間で除した数値に、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。ただし、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、発熱患者等の想定受診患者数は、1日あたり5人を上限として、5人を2時間で除した数値に、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。

(2) (1)に関わらず、実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数が0人の月（令和2年9月、10月は除く。）については、(1)の算定額を2で除した額を算定した額とする。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の過疎地域に所在する診療・検査医療機関（仮称）の場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)により算定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。